

## 和光低層宿舎床板補修その2

工事件名	和光低層宿舎床板補修その2	図面番号	1/7
種 別	表 紙	縮 尺	—
陸 上 自 衛 隊 朝 霞 駐 屯 地 業 務 隊			

工 事 仕 様 書

- 1 工事件名： 和光低層宿舍床板補修その2
- 2 工事場所： 埼玉県和光市広沢1丁目 和光低層宿舍
- 3 工事概要： フローリング補修 6戸  
その他 1式
- 4 工事期間： 契約日～令和5年3月31日（金）
- 5 一般事項： 本工事は本特記仕様書によるほか国土交通省制定「公共建築工事標準仕様書」（現行版）による。（以下標準仕様書という。）  
標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質・性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それら関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守の規定を優先する。

一 般 共 通 事 項

項 目	特 記 事 項
1 協 議	・本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
2 軽微な変更	・現場の納まり等により軽微な変更の必要性が生じたときは、監督官と調整し、その指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。
3 施工計画書及び施工図	・施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた総合施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官に提出する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。 ・施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し監督官の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。
4 現場管理	・受注者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には危険標示等の処置を行なうこと。
5 施工条件	・施工時間は、平日0830～1715までとする。ただし、設計図書に定めらのある場合、あらかじめ監督官に承認を受けた場合は、この限りではない。
6 施工中の安全確保	・工事実施に関して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は受注者の責任において復旧及び補償すること。
7 発 生 材	・受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令等を遵守して建築副産物の適正な処理をし、その結果をマニフェスト等（A、B2、D、E票）の写しを工期内に提出する他、再生資源の活用を図らなければならない。また、金属類の有価物発生材は監督官の指示する場所に集積すること。

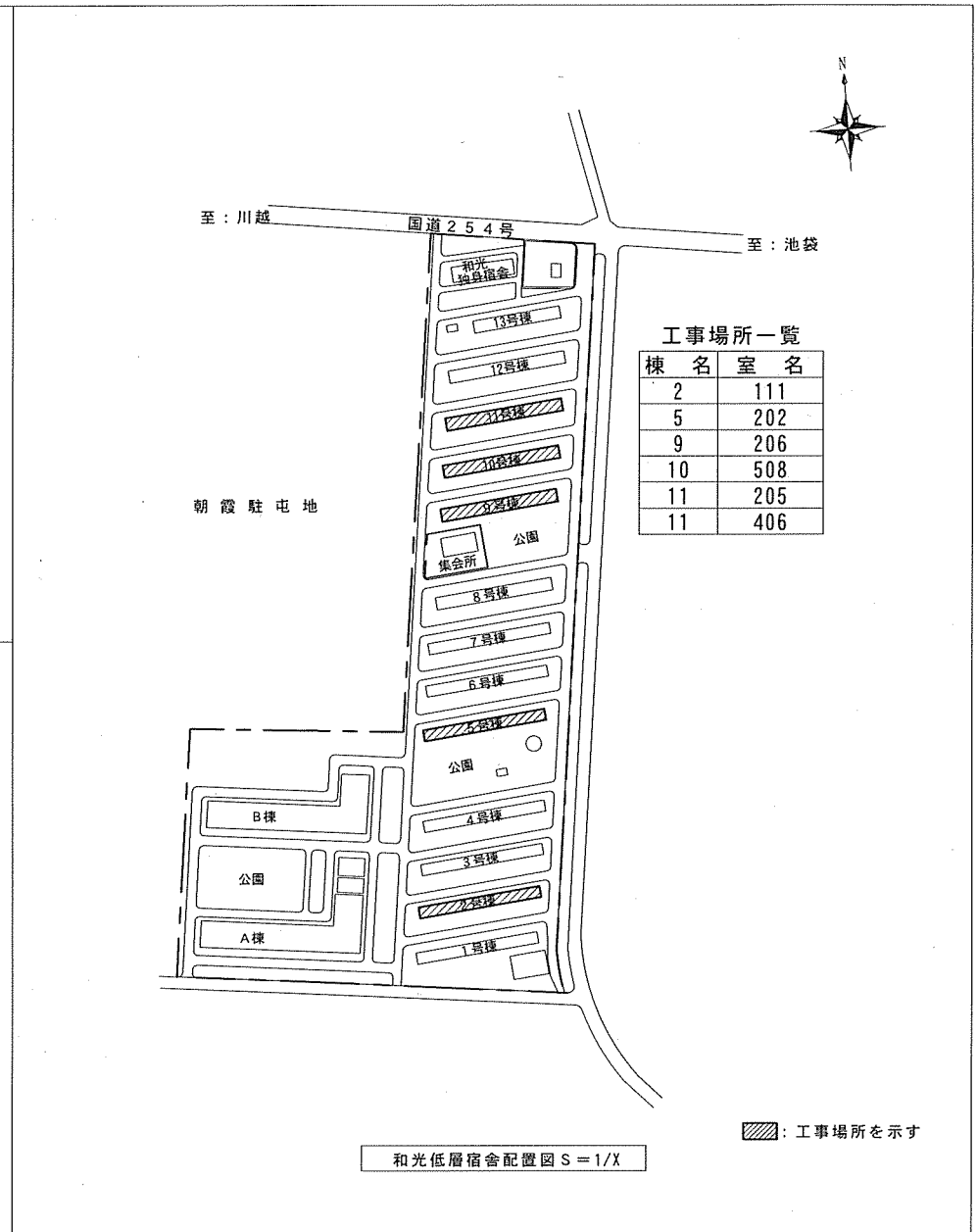
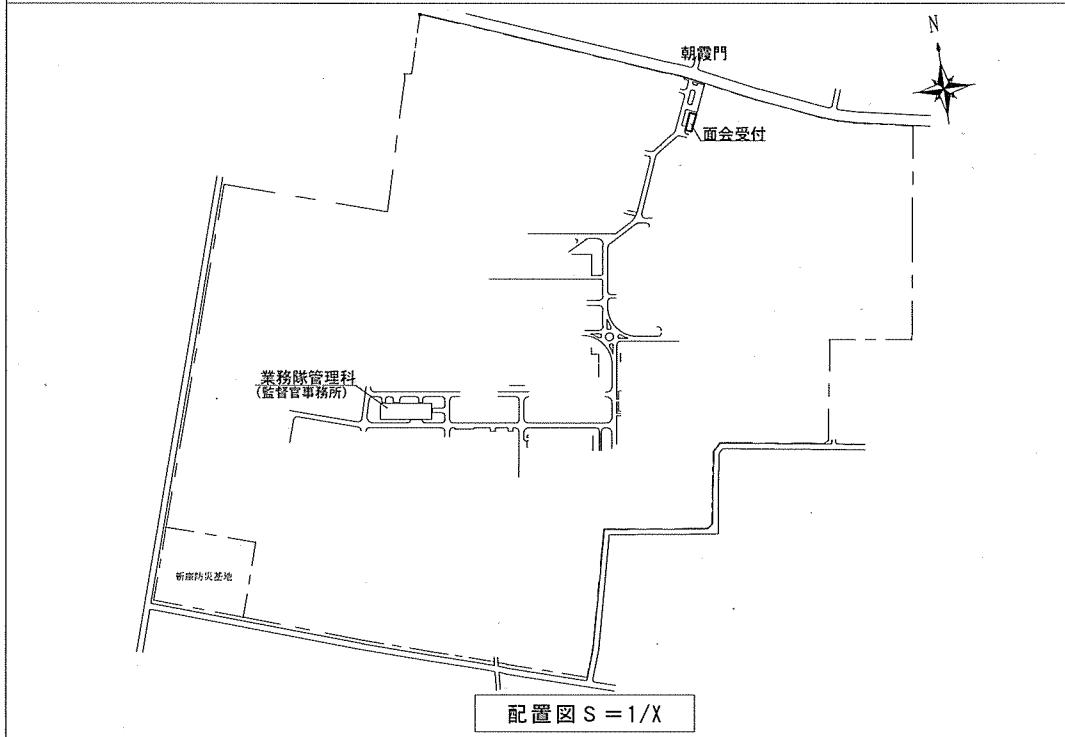
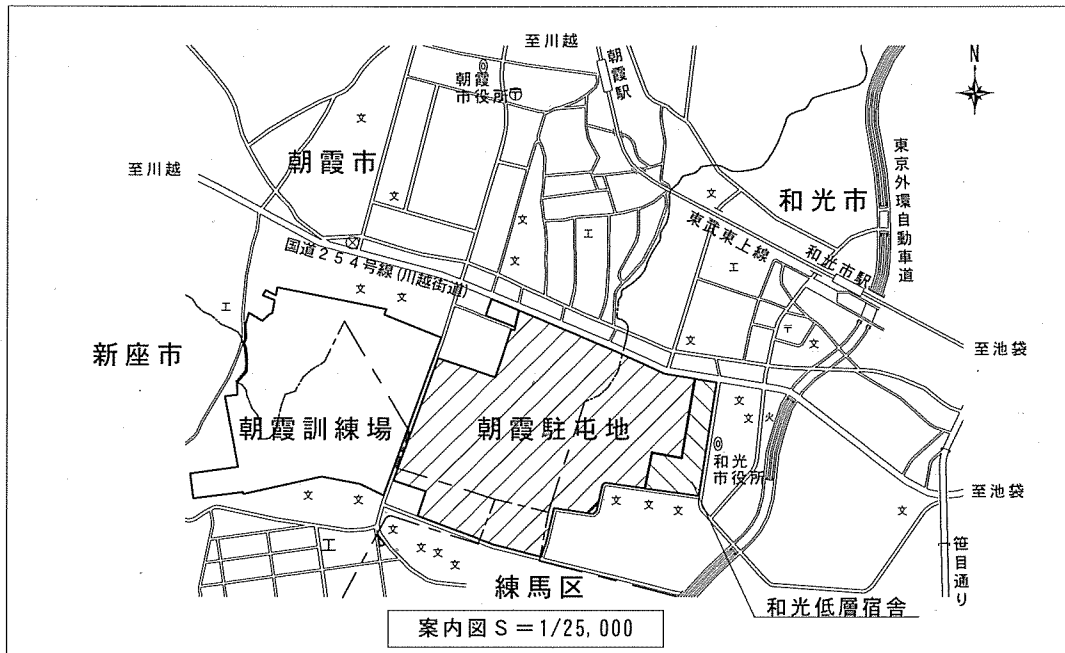
共 通 事 項	8 後片付け	・工事実施期間中は、工事現場の後片付け及び清掃を行い常に整理整頓に努めること。
	9 環境への配慮	・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷低減できる材料の選定に努める。 ・使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮しかつ、石綿を含まないものとする。
	10 材料の品質等	・使用材料は仮設材を除き全て新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用すること。 ・本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料を使用する場合は、あらかじめ監督官に品質証明となる資料を提出して承諾を受けるものとする。また、同等品を使用する場合は監督官の承諾を受けること。
	11 工事写真	・工事写真は、施工前・施工中・施工後及び施工後隠蔽となる箇所主要な工事段階の工事状況・使用材料・その他監督官の指示するものを国土交通省大臣官房営繕部「営繕工事写真撮影要領」を参考に整理し、1部を提出するものとする。
	12 書類手続	・本工事に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出すること。
	13 立 入	・受注者は、工事入門に際し駐屯地の規則及び監督官の指示を厳守するものとし、指定された場所以外への立入りを禁止する。 ・本工事において、外国人建設就労者を工事に従事させる場合は官側により指示された書類を従事開始予定の3週間前までに提出の上、官側の承認を得た後に工事に従事させること。
	14 秘密厳守	・本工事実施によって知り得た内容に関して漏洩してはならない。 ・本仕様書等は、工事関係者以外の複製を禁ずる。
	15 電気、水の使用	・工事に使用する電気及び水等は受注者にて準備すること。 やむを得なく官側の施設を使用する場合は有償とし、受注業者の負担によりメーターを設置する。その場合の支払い方法は別に示す。

工事件名	和光低層宿舍床板補修その2	図面番号	2/7
種 別	仕様書（1）	縮 尺	図示 （元図A3）
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

6 特記事項

特 記 事 項	
項 目	細 部
1 仮設工事	・養生は標準仕様書2.3.1による。養生方法は、ビニールシート等とする。
2 内外装工事	・フローリング材は複合フローリングとする。 ・工法は釘留付け・既存床直張とする。 ・床の見切りには、段差解消見切り材及びコーキング等の処置をすること
3 使用資材 (参考品番)	使用する材料は下記の同等品以上とする。 ・フローリング材 大建工業 6TYN7901 ・見切り材 大建工業 YR1523
4 その他	・本工事が確実に完了した証明として、機能補償については、自然災害を除き工事完了後1箇年とする。

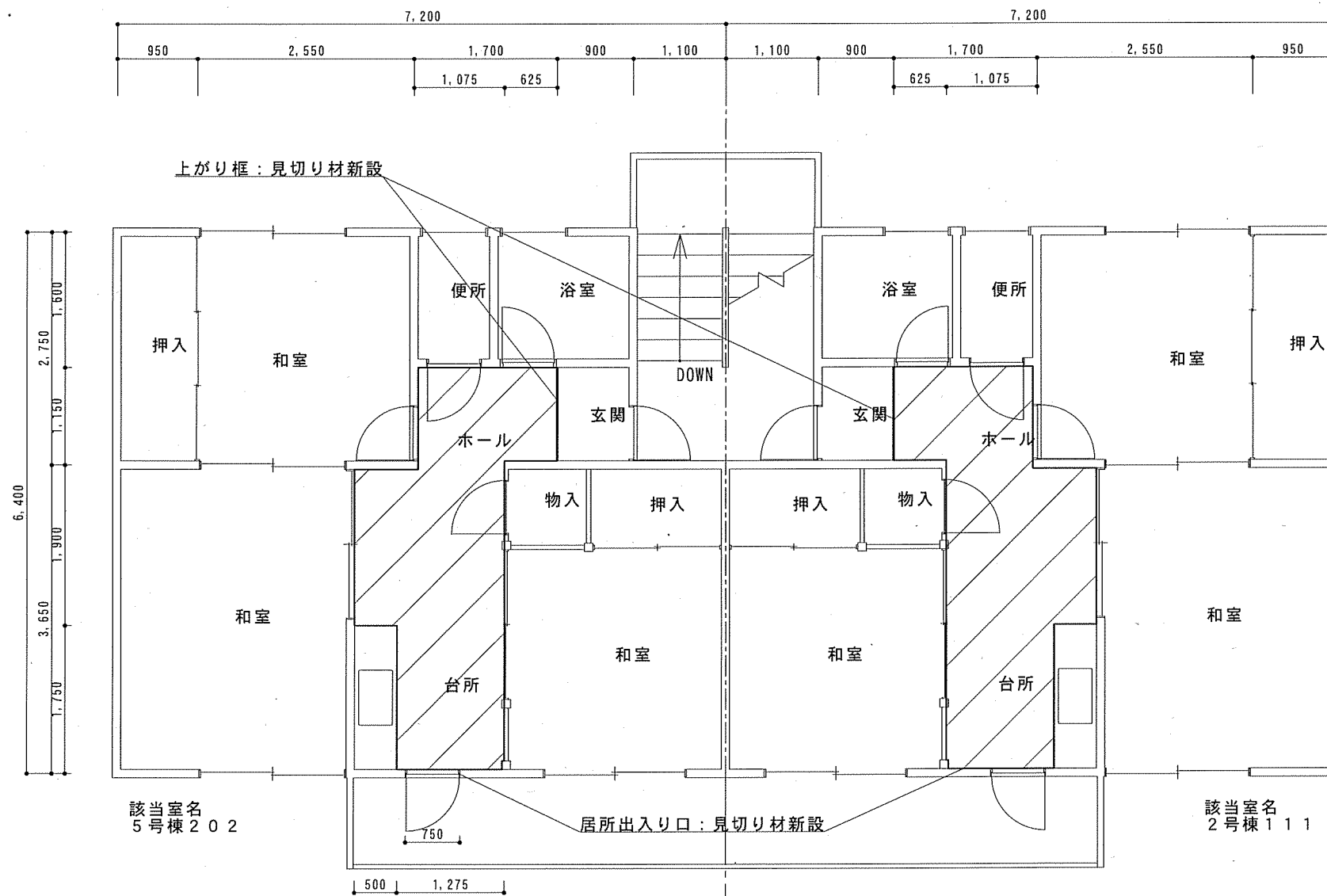
工事件名	和光低層宿舍床板補修その2	図面番号	3/7
種 別	仕様書(2)	縮 尺	図示 (元図A3)
陸 上 自 衛 隊 朝 霞 駐 屯 地 業 務 隊			



工事場所一覧

棟名	室名
2	111
5	202
9	206
10	508
11	205
11	406

工事件名	和光低層宿舎床板補修その2	図面番号	4/7
種別	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			



該当室名  
5号棟 202

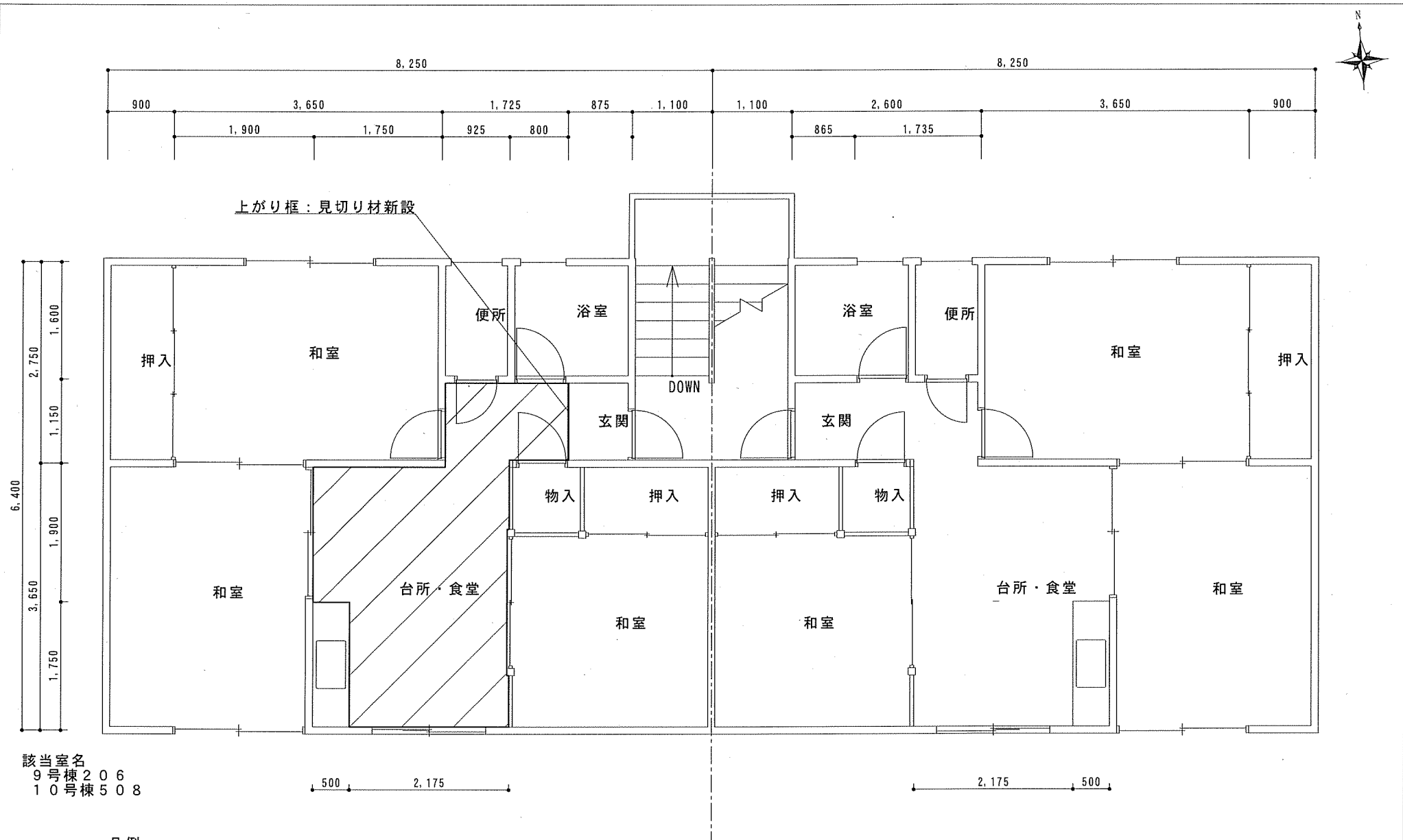
該当室名  
2号棟 111

凡例

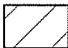


床板補修範囲を示す。

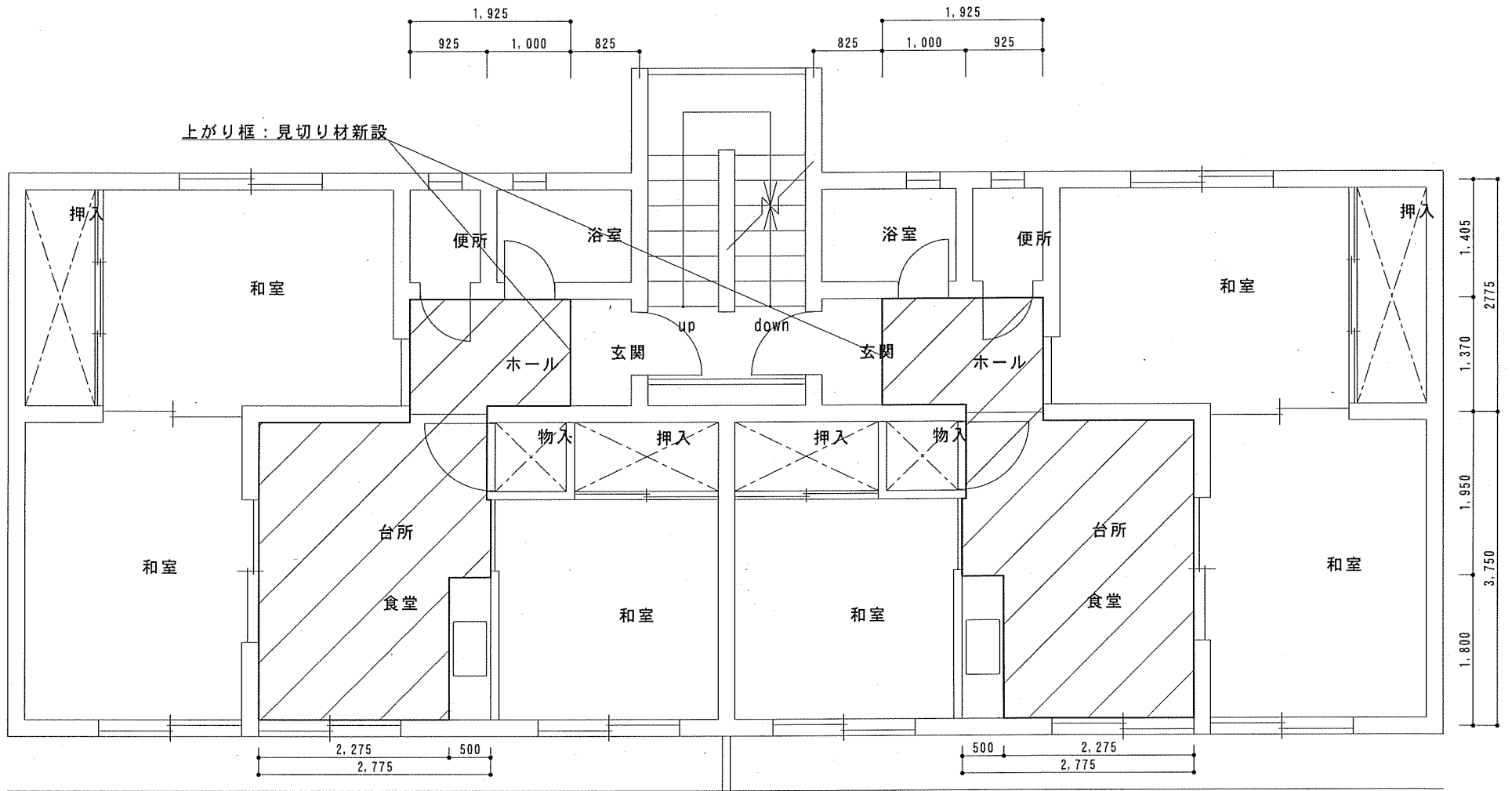
工事件名	和光低層宿舍床板補修その2	図面番号	5/7
種別	1・5号棟標準平面図	縮尺	1/50 (原図A3)
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			



該当室名  
 9号棟 206  
 10号棟 508

凡例  
 床板補修範囲を示す。

工事件名	和光低層宿舍床板補修その2	図面番号	6/7
種別	9・10号棟標準平面図	縮尺	1/50 (原図A3)
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			



該当室名  
11号棟406

凡例



床板補修範囲を示す。

該当室名  
11号棟205

工事件名	和光低層宿舍床板補修その2	図面番号	7/7
種別	11号棟標準平面図	縮尺	1/50 (原図A3)
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			